

第8章

障害福祉課

事業概要

第1節 障害者福祉対策

1 第3次青森県障害者計画の推進

計画の位置付け

- 障害者基本法（第11条）に基づき、国の障害者基本計画を基本として県が定める計画
- 本県の障害者施策を推進するための基本的指針となる総合的な計画

計画の概要

(1)基本理念

【だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして】

(3)各分野に共通する横断的視点

- 共生…共に支え合いながら生活できる社会をめざす
- 自立…障害者の自己決定により社会に参加できる社会をめざす
- 安心…安心して生活できる社会をめざす

(2)計画期間

平成25年度～令和4年度（10年間） ※平成30年度に改訂

(4)推進体制

- 進捗状況の管理・評価
- 障害者施策推進協議会による実施状況の評価

施策の柱（分野別）

1. 障害・障害者への理解促進と共生

障害・障害者への理解促進、広報・啓発

5. 教育の充実

特別支援教育の充実、理解・啓発の推進、教員の資質の向上

2. 生活支援の充実

利用者本位の生活支援体制の整備、障害者の権利擁護の推進、障害福祉サービスの充実、地域生活支援サービスの充実等

6. 雇用・就業の促進

雇用の促進と職場定着、障害者の職業能力開発の推進、一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

3. 生活環境の充実

福祉のまちづくりの推進、ユニバーサルデザインの普及等

7. 情報バリアフリー化の推進

情報バリアフリー化の推進、視覚・聴覚障害者の日常生活意思疎通支援

4. 保健・医療の充実

保健・医療の充実

8. スポーツ・文化・芸術活動への参加

スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

2 青森県障害福祉サービス実施計画（第6期計画）の推進

計画の概要

(1)計画の位置づけ

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画
- ・ 第3次青森県障害者計画の「生活支援の充実」に掲げる障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

(2)計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

(3)基本理念

【障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心して生活を送ることができる青森県をめざします】

(4)基本的目標

- ① 障害者がその人らしく自立できるようニーズに合った障害福祉サービスの充実及び質の向上
- ② 障害者支援施設及び精神科病院から住み慣れた地域への移行の推進
- ③ 障害者が自立し安心して生活を送るため福祉施設から一般就労への移行の推進
- ④ 障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられる障害児支援の提供体制の整備
- ⑤ 障害者が安心して生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の確保

計画でめざす主な内容

(1)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	R元	R5
拠点等の整備箇所数	1か所	6か所



(2)福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標	R元	R5
施設入所者の地域移行の人数	—	189人
施設入所者数	2,412人	2,358人

※障害者の地域生活を支援するため、相談・福祉サービス体験利用・緊急時対応などの機能を集約化したもの

(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	H26※	R5
1年以上の長期入院患者数	1,979人	1,432人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	—	316日

※国の基本指針における算定式での基準年を用いるため、H26としている。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	R元	R5
福祉施設から一般就労への移行者数	130人	166人
就労定着支援事業の利用率	14.6%	70%
就労定着支援事業所の就労定着率	—	70%
8割以上の事業所の割合		

(5)障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	R5
児童発達支援センターの設置	各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	各市町村又は圏域において体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保

3 障害者差別解消への対応

障害者差別解消法

法の概要

- 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行。
- 国及び地方公共団体等の行政機関と事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられた。
- 「不当な差別的取扱いの禁止」は、行政機関も事業者も法的義務、「合理的配慮の提供」は、行政機関は法的義務、事業者は努力義務。
- ※ 令和3年6月4日、過重な負担がない範囲での「合理的配慮の提供」を事業者に義務付ける改正障害者差別解消法公布。（施行日は公布日から起算して3年を超えない日）

定義

- 「障害者」とは、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者差別解消への対応

- 職員対応要領の制定
 - 県職員が障害者に対して適切な対応をするため、職員対応要領「障害のある方への配慮マニュアル」を制定（平成28年3月）
 - 知事部局のほか、病院局、教育委員会、県警察でも制定
- 相談体制・紛争防止の体制整備
 - 障害者やその家族等からの相談に的確に応ずるため、障害者差別解消相談窓口を「青森県身体障害者福祉センターねむのき会館」に設置（平成28年4月）
 - 相談等（問合せ等も含む）の件数 10件（令和2年度）
- 障害者差別解消支援地域協議会の設置
 - 地域における関係機関が相談事例等の共有・協議を通じて、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、青森県障害者差別解消支援地域協議会を設置
 - 令和元年度は1回開催（令和元年9月）※令和2年度は開催なし（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）
- 県民への啓発
 - 県のホームページ（常時）
 - 県広報ラジオ（月1回）
 - 障害者団体が開催する会議や県民の集会等に直接出向く出前トークなどの場において、法の趣旨等の説明（随時）

4 障害者虐待への対応

障害者虐待防止法

法の概要

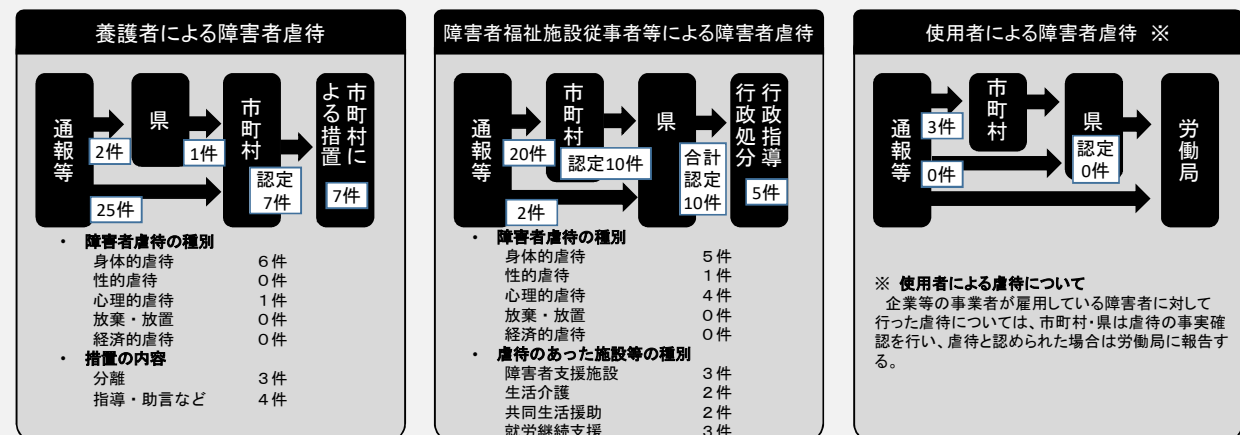
- 平成24年10月1日、障害者虐待防止法が施行。
- 市町村は「障害者虐待防止センター」として、養護者や障害者福祉施設従事者による虐待通報の受理、養護者等への相談対応等を行う。
- 県は「障害者権利擁護センター」として、使用者虐待の通報の受理、市町村への助言・援助等を行う。

定義

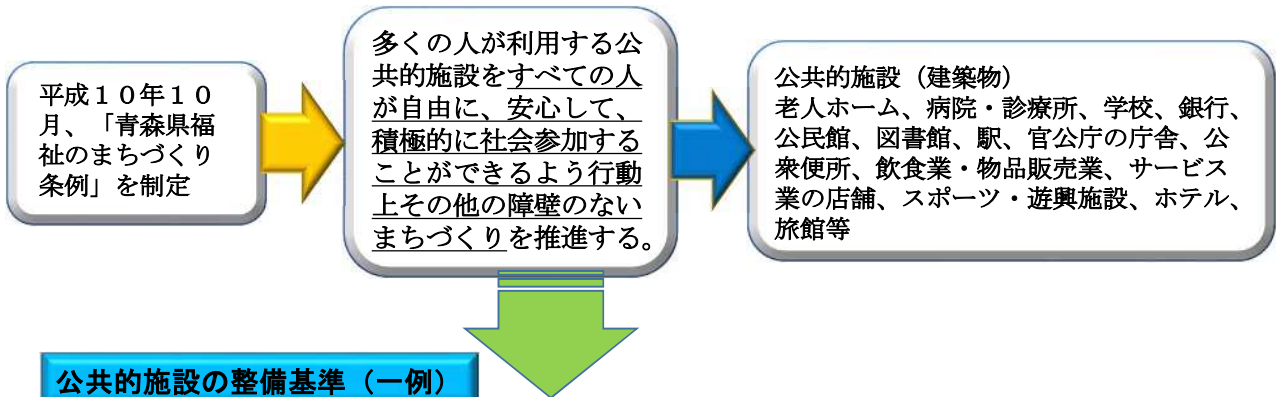
- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つ。

障害者虐待への対応

件数は令和元年度の状況



5 福祉のまちづくりの概要



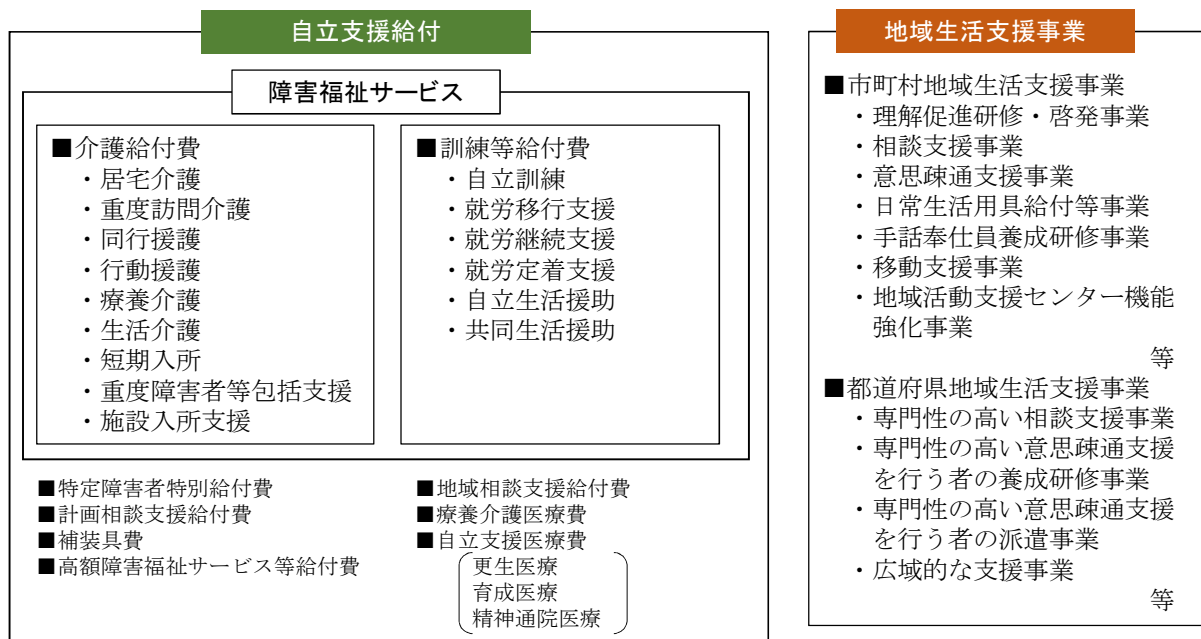
公共的施設の整備基準（一例）

整備項目	整備基準
駐車場	車いすの方などが利用できるスペースを出入口に近い場所に1ヵ所以上設ける。
通路	車いすなどでも利用できるよう、できるだけ段差をなくし、視覚障害者誘導ブロックや注意喚起用ブロックを設ける。
出入口	広いスペースを確保するほか、分かりやすい案内板や視覚障害者用ブロックを設ける。
廊下	十分な幅(120cm以上)をもたせるとともにすべりにくくする。段差のある箇所にスロープを設置する。
階段	手すり(両側)や視覚障害者注意喚起用ブロックを設ける。
トイレ	車いす使用者用トイレを1ヵ所以上設置し、出入口等の幅を80cm以上とする。車いす使用者用トイレには、誰でも利用できる旨を表示する。

6 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

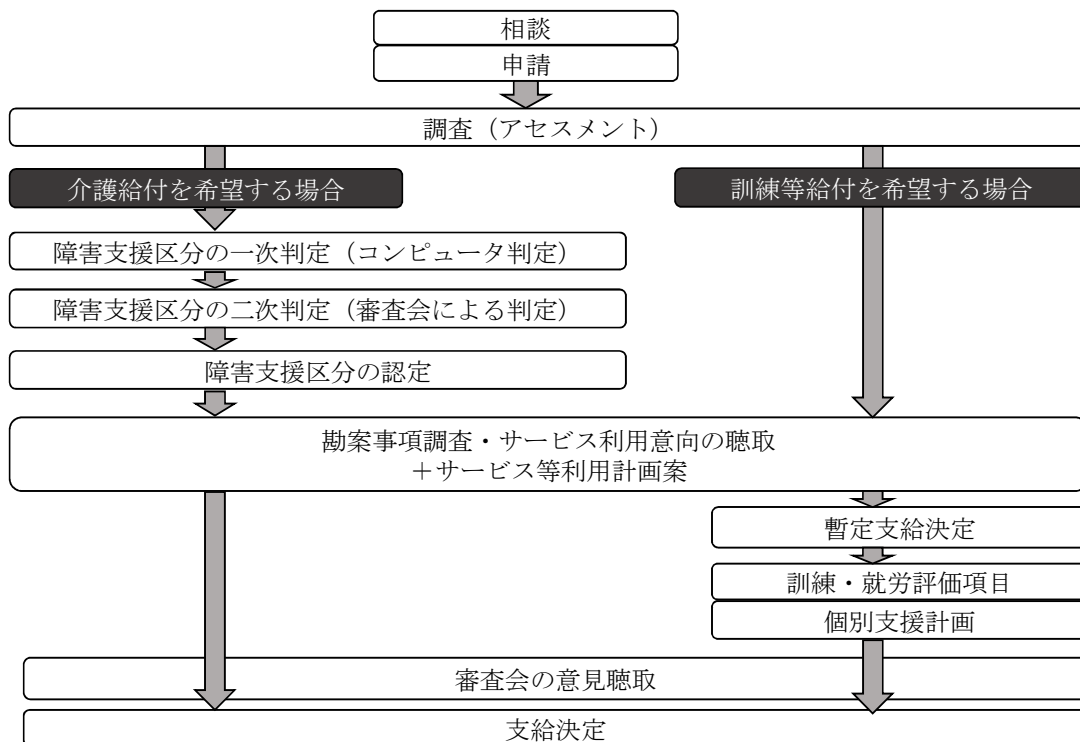
障害者総合支援法による支援内容

障害者総合支援法によるサービスの全体像は以下のとおりとなっている。



障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスの利用を希望する場合は市町村に申請し支給決定を受ける必要がある。利用の申請から支給決定までの手続きは以下のとおりとなっている。

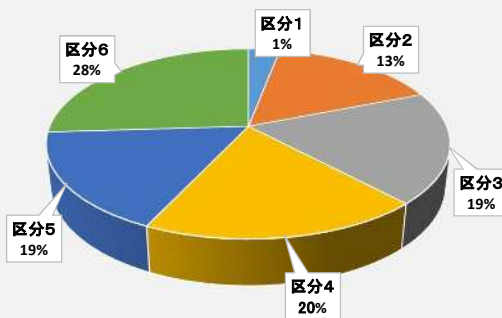


(1) 障害支援区分認定の実施状況等

障害支援区分の認定に当たっては、各圏域に市町村審査会が設置されており、同審査会において、障害支援区分の審査及び判定を行っている。

市町村においては、同審査会による審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービスの利用を決定している。

障害福祉サービス利用者全体に占める障害支援区分ごとの割合(令和3年3月末)



(2) 障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会

県及び市町村が行った介護給付費等の処分に係る審査請求を審理するため、「青森県障害者介護給付費等不服審査会」及び「青森県障害児通所給付費等不服審査会」を県に設置している。

〔設置年月日〕 (障害者介護給付費等不服審査会) 平成18年6月8日

(障害児通所給付費等不服審査会) 平成28年11月15日

〔委員数〕 各審査会 5名以内

(障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者で構成。)

(3) 障害福祉サービス事業所等の指定状況等

障害者総合支援法の施行により、平成24年度から、身体障害、知的障害、精神障害の三障害共通の仕組みで障害福祉サービス事業所等によるサービスが提供されている。

県では、青森市及び八戸市を除く地域において事業を実施する事業所等を所管し、指定等を行っている。（青森市及び八戸市において事業を実施する事業所等については、各市が所管し、指定等を行っている。）

県が所管する障害福祉サービス等の事業所数は、令和3年4月1日現在で、
 ○居宅介護、重度訪問介護等の介護給付を行う事業所が691事業所
 ○自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付を行う事業所が357事業所
 ○地域移行支援、地域定着支援の相談支援を行う事業所が82事業所
 であり、合計で1,130事業所となっている。

(4) 自立支援医療（更生医療）の給付

- ・日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減することを目的としている。
- ・令和2年度は、延べ56,389件、2,723,952千円を給付した。

(5) 補装具の給付

- ・身体障害者（児）の身体の欠損、機能の損傷を補い、日常生活又は就業活動を容易にするための、義肢、車いす、補聴器、装具等を給付する。
- ・令和2年度は、延べ4,257件、444,044千円を給付した。

(6) 障害福祉サービス事業者等に対する指導等の状況

障害福祉サービス利用者の利益保護、障害福祉サービス事業者運営の適正化を図る観点から、令和2年において、39事業所を対象として実地指導を実施した。なお、全事業所を対象とした集団指導は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とした。

また、市町村の障害者自立支援給付費等事務が適正かつ円滑に行われるよう、20市町村を対象として実地指導を実施した。

(7) 障害者自立支援給付費負担金

障害者総合支援法に基づき、障害児者を対象に市町村が支給する介護給付費及び訓練等給付費等に要する費用の25%（法定負担率）を負担している。

令和2年度の実績は、7,947,896千円である。

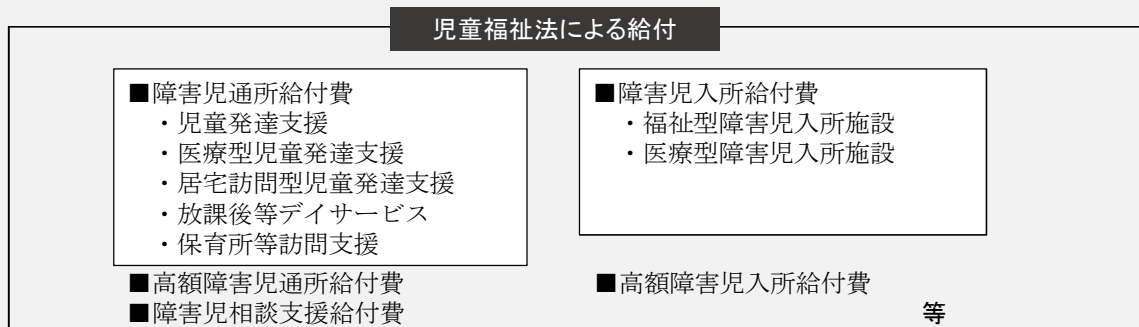
<内訳>

・障害福祉サービス費等	7,744,934千円
・相談支援給付費等	129,054千円
・療養介護医療費等	73,003千円
・高額障害福祉サービス等給付費	905千円
・やむを得ない事由による措置	0円

7 児童福祉法

児童福祉法による支援内容

平成24年4月から障害児の給付の根拠法が居宅サービスを除いて児童福祉法に一元化され、障害児通所給付費、障害児入所給付費、障害児相談支援給付費等が位置づけられた。



(1) サービス利用児童数

障害児通所支援サービスについては市町村において利用を決定し、障害児入所支援サービスについては県において利用を決定している。

県内で令和3年3月に障害児通所支援サービスを利用した児童数は2,946人、障害児入所支援サービスを利用した児童数は136人となっている。

(2) 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定状況

県では、県内で事業を実施する障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定等を行っている。（障害児相談支援事業所については、市町村が指定等を行っている。）

県が指定している事業所、施設数は、令和3年4月1日現在で、

- 障害児通所支援事業所が139事業所
- 障害児入所施設が13施設

となっている。

(3) 障害児通所給付費、障害児入所給付費等負担金

県では、児童福祉法に基づき、次のとおり負担している。

- 障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費については費用の25%
- 障害児入所給付費等については費用の50%

令和2年度の実績は、1,888,654千円である。

<内訳>

・ 障害児通所給付費・措置費	1,075,336千円
・ 障害児相談支援給付費	37,876千円
・ 障害児入所給付費・措置費	775,442千円

8 身体障害者福祉・知的障害者福祉の概要

(1) 身体障害児者の福祉

身体障害者手帳の交付

概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対し都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

交付対象児者

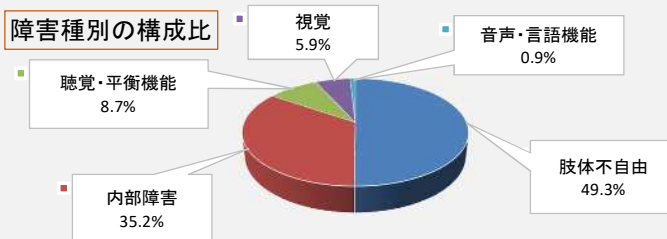
身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの（いずれも、一定以上で継続することが要件とされている）

- ・ 視覚障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
- ・ 肢体不自由
- ・ じん臓機能障害
- ・ ぼうこう又は直腸機能障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ・ 小腸機能障害
- ・ 聴覚又は平衡機能障害
- ・ 心臓機能障害
- ・ 呼吸器機能障害
- ・ 肝臓機能障害

交付児者数

令和3年3月31日現在の県内の身体障害者手帳交付児者数は、56,411人となっている。

障害種別の構成比



障害者スポーツの振興

青森県障害者スポーツ大会

・令和2年8月から9月にかけて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

全国障害者スポーツ大会

・令和2年10月、鹿児島県で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、鹿児島大会の開催が延期となった。

身体障害者相談員の設置

- ・身体障害者の更生相談に応じ、指導を行い、福祉事務所等の関係機関への協力や地域福祉活動の中核となって援護思想の普及に努める。
- ・平成24年4月から、身体障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(2) 知的障害児者の福祉

愛護（療育）手帳の交付

概要

愛護手帳（全国的には「療育手帳」）は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため知的障害児（者）に交付される。

交付対象児者

愛護手帳には「A」と「B」の2つがあり、「A」が重度で「B」がそれ以外の障害の程度を表している。

知能測定値、基本的生活習慣、問題行動を総合的に判断し、重度「A」と重度以外（中軽度）「B」に分けている。

交付児者数

- ・令和3年3月31日現在の手帳交付者数は、13,661人。
- ・性別では、男60.65%、女39.35%、児者別では、児17.84%、者82.16%となっている。



障害児等療育支援事業

在宅障害者（児）の地域での生活を支援するため、県内3箇所（令和3年4月1日現在の施設において、家庭訪問、外来、施設訪問により、次の事業を実施する。

- (1) 在宅支援訪問療育等指導事業（令和2年度巡回相談 178件）
相談に応じて家庭訪問や地域を巡回訪問することにより、助言・指導を行う。
- (2) 在宅支援外来療育等指導事業（令和2年度外来相談 913件）
在宅の障害児者及び保護者に対し、外来により各種の相談を受け指導を行う。
- (3) 施設支援一般指導事業（令和2年度指導件数 26件）
障害児通園（デイサービス）事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し療育に関する技術の指導を行う。

知的障害者相談員の設置

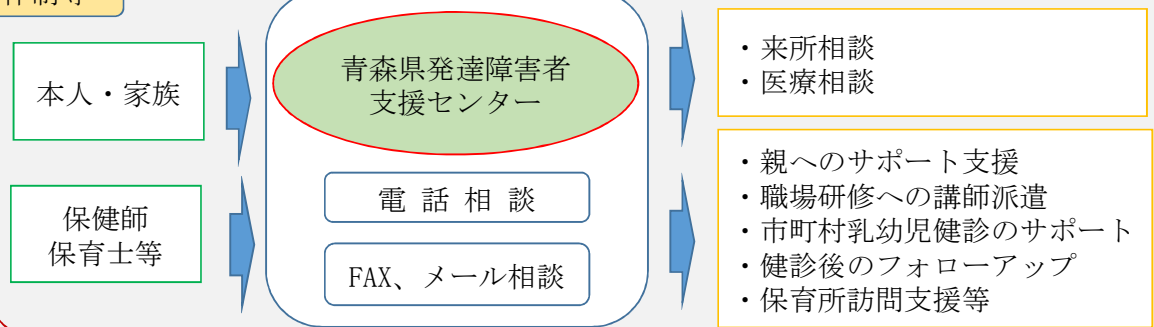
- ・知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者、またはその保護者の相談に応じ、指導・助言及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う。
- ・平成24年4月から、知的障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(3) 発達障害児者の福祉

経緯等

- ・自閉症、アスペルガー症候群等の発達障害は、生まれながらの脳機能障害であり、本人、家族は、社会生活上、様々な困難を抱えている一方で、必要な支援がされにくい状況にあった。
 - ・発達障害に関する各般の問題について、本人や家族から各種相談に応じ、関係施設・関係機関との連携強化により、総合的な支援体制を整備する地域の拠点として、平成17年に青森県発達障害者支援センターを設置し、平成28年度から県内3か所体制とした。
- 青森県発達障害者支援センターステップ（青森市）
 - 青森県発達障害者支援センターわかば（五所川原市）
 - 青森県発達障害者支援センターDoors（八戸市）

体制等



9 その他の障害福祉制度

(1) 特別障害者手当等の給付

(1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。

(2) 障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。

(3) 経過的福祉手当

重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。

支給要件

- (1) 特別障害者手当
20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者が対象
- (2) 障害児福祉手当
20歳未満で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障害児が対象
- (3) 経過的福祉手当
従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給できない者

支給額

- (1) 特別障害者手当
月額 27,350円 (R2年4月～)
- (2) 障害児福祉手当
月額 14,880円 (R2年4月～)
- (3) 福祉手当(経過措置分)
月額 14,880円 (R2年4月～)

(2) 重度心身障害者の医療費の助成

目的

重度障害者が安心して健康に日常生活を送るために、福祉的な措置として医療費の自己負担を軽減する。

対象者

- (1) 身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害に限る）
- (2) 愛護（療育）手帳A
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級
※65歳以上で、新たに(1)から(3)の重度障害者になった方は対象外。

負担額

- (1) 市町村民税課税世帯の自己負担（1割）

自己負担上限	外来	18,000円
	入院	57,600円

- (2) 市町村民税非課税世帯は自己負担なし

市町村助成額

- ・市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対して、県が1/2を補助する。
- ・令和2年度県補助額
661,219千円

(3) 地域生活支援事業

目的

障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障害児者の福祉の増進を図る。

事業の性格

- (1) 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効果的な事業実施が可能である事業
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる
- (4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

市町村地域生活支援事業

- (1) 障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
- (2) 障害者、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
- (3) 日常生活用具の給付・貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者の移動支援の事業等

県地域生活支援事業

- (1) 市町村では実施が困難な専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣等

(4) 心身障害者扶養共済制度

- ・将来独立して自活することが困難と認められる心身障害者（児）の経済的な保障を行う。
- ・給付額は、1口加入20,000円。2口加入40,000円。掛金は年齢によって異なる。

(5) 障害者就業・生活支援事業

- ・障害者雇用促進法に基づき、各圏域に1か所ずつ県が「障害者就業・生活支援センター」を指定。
- ・同センターに生活支援担当職員を配置し、就職や職場定着が困難な障害者に対し、就業や日常生活に必要な支援を行っている。
- ・令和2年度の対象登録者数は2,237人となっている。

令和2年度実施状況

支援内容	電話	家庭訪問	職場訪問	来所	他機関訪問	その他
延べ回数	2,231	123	1,153	539	288	320

10 出先機関**(1) 青森県障害者相談センター**

身体障害者の更生援護のための相談及び身体障害者手帳の交付事務並びに知的障害者の福祉に関する相談及び愛護(療育)手帳の交付事務等を行う。

(2) 青森県立精神保健福祉センター

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所をはじめ、精神保健福祉活動に関わる各機関に対し、専門的な立場から技術指導及び援助を行う。

(3) 青森県立あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

- ・各療育福祉センターは、平成26年4月1日から肢体不自由児及び重症心身障害児者のための必要な医療・療育、福祉サービスを提供していく、診療所を併設した福祉施設に転換した。

- ・あすなる療育福祉センターにおいては、歯科診療を提供しているほか、障害児者とその家族に対して、医療・療育・福祉サービスに関する情報提供及び相談支援をワンストップで提供する「総合相談支援センター」を設置した。

1 1 その他施設

(1) 青森県立はまなす医療療育センター

- ・主に肢体不自由児及び重症心身障害児者を対象とした施設。
- ・施設の運営を、日本赤十字社に指定管理委託している。

(2) 青森県視覚障害者情報センター

- ・点字図書等を無料で閲覧貸出しをすることを業務として、昭和44年に設置された。
- ・平成3年から青森県青森福祉庁舎(青森市石江)に移転し、施設の運営は、一般社団法人青森県視覚障害者福祉会に指定管理委託している。

(3) 青森県聴覚障害者情報センター

- ・字幕入りビデオテープの製作・貸出しや手話通訳者、要約筆記者の養成等を主な業務として、平成12年4月に青森市筒井に設置された。
- ・施設の運営は、一般社団法人青森県ろうあ協会に指定管理委託している。

(4) 青森県身体障害者福祉センター ねむのき会館

- ・身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市野尻に設置された。
- ・施設の運営は、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に指定管理委託している。

第2節 精神障害保健対策

1 精神科医療の概要

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律

(目的)

- ①精神障害者の医療及び保護を行うこと
- ②障害者総合支援法と相まって精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行なうこと
- ③精神障害者の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めること
よって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることとされている。

精神科医療の入院形態

入院形態	概要
任意入院 (法第20条)	医師が入院治療を必要と認め、精神障害者本人が自らの入院に同意した場合に、入院医療を行う。
措置入院 (法第29条)	・入院させなければ、自傷他害(自身を傷つけたり他人に害を及ぼすこと)のおそれのある精神障害者を強制的に入院させ、必要な医療及び保護を行う。 ・2名以上の精神保健指定医の診断の結果、一致して措置入院が必要と判断した場合に行うことができる。
緊急措置入院 (法第29条の2)	措置入院の要件に該当する者で、急速を要し、通常の手続きを採ることができない場合、1名の指定医の診断により行われる措置入院。入院期間は72時間以内。
医療保護入院 (法第33条第1項、第3項)	・自傷他害のおそれはないものの、医療及び保護のため入院の必要があり、家族等(配偶者、親権者等)の同意があった場合に、本人の同意を得ることなく行われる入院。
応急入院 (法第33条の7)	・急速を要し、家族等の同意を得る時間がない等の場合に、本人の同意がなくとも、指定医の診察により行われる入院。入院期間は72時間以内。

自立支援医療（精神通院医療）

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

<精神通院医療の範囲>

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行なわれる医療（通院医療）である。

症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院医療を続ける必要がある場合も対象となる。

<自己負担額>

原則1割負担だが、所得に応じ1月あたりの負担額は下記のとおりとなる。

一定所得以下（市町村民税非課税）			中間所得層		一定所得以上	
生活保護	保護者収入 80万円以下	保護者収入 80万円超	市町村民税 3万3千円 未満 （所得割額）	市町村民税 3万3千円 以上 23万5千円 未満 （所得割額）	市町村民税 23万5千円 以上 （所得割額）	
自己負担 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限額設定なし		自立支援医療 対象外	
			重度かつ継続 ※1			
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円 ※2	

2 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行う精神医療審査会を設置している。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。

<対象者>

何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としている。

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれる。

- ・統合失調症 ・うつ病、そううつ病などの気分障害 ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症 ・高次脳機能障害
- ・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

ただし、知的障害があり、上記の精神疾患がない方については、療育手帳（愛護手帳）制度があるため、手帳の対象とはならない。（知的障害と精神疾患を両方有する場合は、両方の手帳を受けることができる。）

また、手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要になる。

<等級>

手帳は1級から3級までとなる。

4 精神科救急医療システム整備事業

目的

緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適切な医療を受けられるように、夜間、休日の精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

内容

夜間(午後5時から翌日午前9時)・休日(午前9時～午後5時)において緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、適切な医療を確保するため、二次医療圏ごとに病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備する。

当県における体制

県内6圏域において、22精神科病院による輪番制をとっている。

青森	津軽	八戸	西北五	上十三	下北
つしが丘病院	弘前愛成会病院	松平病院	つがる総合病院	十和田市立中央病院	むつ総合病院
芙蓉会病院	藤代健生病院	みちのく記念病院	布施病院	十和田済誠会病院	
生協さくら病院	黒石あけぼの病院	湊病院		高松病院	
浅虫温泉病院	聖康会病院	八戸赤十字病院		三沢聖心会病院	
		さくら病院			
		八戸市民病院			
		青南病院			

5 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(1) 根拠・目的について

【根拠】

障害者総合支援法における地域生活支援事業（都道府県必須事業）

【事業目的】

高次脳機能障害とは、外傷性脳挫傷（交通事故、スポーツ事故など）、脳血管障害（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）、脳腫瘍や脳炎などの原因により脳が損傷を受けた後遺症で、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会適応行動障害などの障害を呈することをいい、本事業は、都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

支援拠点機関

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター（平成21年度～）、メディカルコート八戸西病院（令和元年度～）

2か所の機関を支援拠点機関に指定し、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業を委託している。

(2) 事業内容

実施事業

検討委員会

地域の実態把握、連携確保、事業の実施状況の分析等、総合的な検討を行う。

相談支援事業

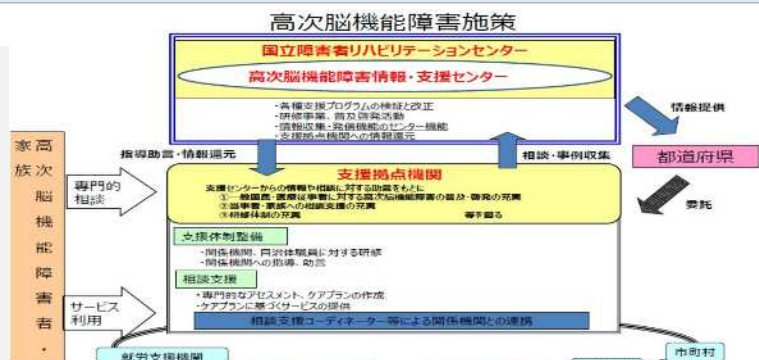
支援コーディネーターを配置し、社会復帰支援のための相談支援、関係機関との連携調整を行う。

普及・啓発事業

講演・シンポジウムの開催等、普及啓発を行う。

研修事業

関係機関に対する研修等



6 自殺対策事業

(1) いのち支える青森県自殺対策計画の推進

計画の位置付け

- 自殺対策基本法第13条に定める都道府県の自殺対策計画
- 本県の自殺対策を推進するための基本的指針となる総合的な計画

計画の概要

(1) 基本理念

【誰も自殺に追い込まれることのない青森県】

(2) 計画期間

平成30年度～令和5年度(6年間)

(3) 目標値

自殺死亡率 16.6 自殺者数 193人 以下

(4) 推進体制

- 計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを推進
- 知事をトップとする庁内の推進体制を構築し、全庁的に計画の進捗状況を点検、評価する。
- 外部有識者等で構成する「青森県自殺対策連絡協議会」から、毎年度、計画の進捗に関する意見を伺うなど、多様な機関と連携して計画の着実な推進を図る。

基本施策

全国的に推進する必要がある施策

1. 市町村等への支援の強化
2. 地域におけるネットワークの強化
3. 自殺対策を支える人材の育成
4. 住民への啓発と周知
5. 生きることの促進要因への支援
6. 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

重点施策

県の課題に対応し重点的に推進する施策

1. 高齢者対策
2. 生活困窮者対策
3. 勤務・経営問題対策
4. 子ども・若者対策

生きる支援関連施策

自殺対策に関連した県の事業・取組

自殺総合対策大綱の重点施策12項目に合わせて整理

(2) 事業内容

1. 県民のこころの健康確保のための重点対策事業【重点事業(R3～)】

1. コロナウイルスの影響で悩みを抱えた方々に必要な情報が届く体制を構築
 - ・メディアを活用した普及啓発
悩みを抱えた方々が、既存の相談窓口につながるよう、必要な情報が届く体制を構築する。
 - ・調剤薬局を活用した普及啓発
 - ・民間団体による県民への普及啓発活動
コロナ禍の心の健康の必要性を考慮した、対面型の普及啓発を民間団体に委託する。
2. 市町村自殺対策推進の支援
 - ・市町村等自殺対策担当者連絡会
県全体のネットワークの強化を図る。
 - ・自殺対策ネットワーク連絡会
二次医療圏域毎のネットワークの強化を図る。

2. 地域自殺対策強化事業

1. 生活と健康をつなぐ法律相談
2. あおもりいのちの電話相談事業費補助
3. 自殺防止対策取組検証事業(人口動態統計の集計・分析、こころの健康等に関する調査等)
4. ゲートキーパー育成事業(介護支援専門員協会)

3. 心のヘルスアップ事業

1. いのち支える青森県自殺対策推進本部会議の開催
知事をトップに庁内の関係部局長で構成する本部会議を設置し、いのち支える青森県自殺対策計画の進捗評価を行う。
2. 青森県自殺対策連絡協議会の開催
県内の関係機関・団体が連携し、総合的な自殺予防対策の推進を図る。

4. 青森県自殺対策推進センター事業

障害福祉課と県立精神保健福祉センターが機能を分担
 障害福祉課：自殺対策計画策定、市町村計画策定支援、連絡調整会議等を実施
 県立精神保健福祉センター：相談・研修会講師・技術指導、自死遺族のつどい・相談、関係者研修等を実施

7 青森県ひきこもり地域支援センター事業

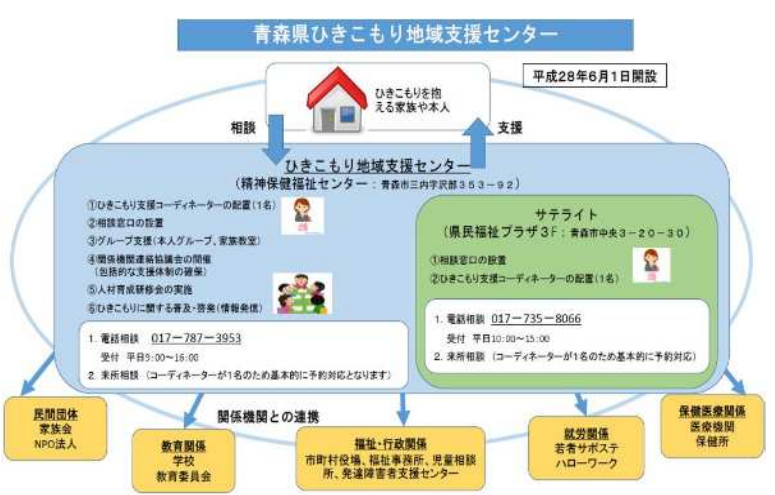
(1) 目的

【経緯】
 国では、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、平成21年度から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めており、青森県では平成28年6月に、県立精神保健福祉センターに「青森県ひきこもり地域支援センター」を設置した。また、利用者の利便性を考慮し、県民福祉プラザ内にサテライトを設置し、電話相談、来所相談に対応している。

【事業目的】
 ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談に応じ適切な助言を行うとともに、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に必要な情報を広く提供することにより、ひきこもり状態にある本人の自立を促進する。

(2) 事業内容

- 実施事業**
- 相談支援**
 本人及び家族等からの相談対応や、地域に向向いての相談会の実施
 - グループ等支援**
 対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ（ひきこもりほっと・ステーション）、家族同士の話し合い、精神科医による講義や情報提供等を行う家族教室（青年期ひきこもり家族教室）を開催
 - 連絡協議会**
 ひきこもり支援に関わる関係機関を構成員とする連絡協議会の開催
 - 研修会**
 ひきこもりに対する支援方法等の研修の実施
 - 普及啓発**
 センター利用の広報、ひきこもり支援に関する情報発信



第1表 障害支援区分認定に係る市町村審査会の設置状況（令和3年3月31日現在）

圏域名	広域組織名等	審査会設置年月日
青森地域	青森市	H18.4.1
津軽地域	津軽広域連合	H18.4.1
八戸地域	八戸市	H18.7.1
西北五地域	つがる西北五広域連合	H18.4.1
下北地域	下北圏域障害支援区分認定審査会	H18.6.30
上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H18.7.1

第2表 障害支援区分ごとの障害福祉サービス利用者数（令和3年3月31日現在）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
利用者数	195	1,775	2,515	2,650	2,630	3,840	13,605

第3表 障害者介護給付費等不服審査会における裁決の状況（令和3年3月31日現在）

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数				次年度繰越
			却下	認容	棄却	
2	0	0	0	0	0	2

第4表 青森県が所管する障害福祉サービス等の事業所数（令和3年4月1日現在）

	種別	事業所数
介護給付	居宅介護	206
	重度訪問介護	195
	同行援護	46
	行動援護	34
	療養介護	0
	生活介護	105
	短期入所	64
	重度障害者等包括支援	0
	施設入所支援	41
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	4
	自立訓練（生活訓練）	20
	自立訓練（生活訓練（宿泊型））	5
	就労移行支援	21
	就労継続支援（A型）	50
	就労継続支援（B型）	138
	就労定着支援	5
	自立生活援助	1
	共同生活援助	
	介護サービス包括型	92
	外部サービス利用型	18
	日中サービス支援型	3
相談支援	地域移行支援	41
	地域定着支援	41
合計		1,130

第5表 更生医療の給付延件数と更生医療負担額

年度	延件数	更生医療負担額（千円）
28	47,301	2,393,057
29	51,812	2,642,548
30	53,867	2,686,507
R元	55,402	2,720,694
R2	56,389	2,723,952

第6表 障害福祉サービス事業者等の集団指導及び実地指導の実施状況（令和2年度）

	集団指導	実地指導
実施事業者数	実施なし	39

第7表 令和2年度青森県地域生活支援事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	事業内容：「障害者110番」運営事業ほか、障害者社会参加推進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。2年度相談件数：978件
3. 相談員活動強化事業	①県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託 ②県（一社）青森県手をつなぐ育成会に委託	①身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市、むつ市 実施回数及び参加人員：延4回、延83人 ②知的障害者相談員研修 実施地区：実施地区：十和田市、五所川原市 実施回数及び参加人員：延2回、延51人
4. スポーツ教室開催事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、ボウリング教室、健康教室等 2年度参加人員 計828人
5. スポーツ大会開催事業		青森県障害者スポーツ大会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会開催 18人 中級スポーツ指導員養成研修会派遣 4人 上級スポーツ指導員養成研修会派遣 中止
7. 字幕入りビデオライブラリー貸出事業	県（一社）青森県ろうあ協会及び（社福）聴力障害者情報文化センターに委託	利用登録者数：298人、27団体 貸出件数：67件
8. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	事業内容：障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
9. 在宅視覚障害者点字指導事業	県（一社）青森県視覚障害者福祉協会に委託	在宅の重度視覚障害者（主に中途失明者）に点字の指導を行う。令和2年度2人指導
10. 視覚障害者コミュニケーション支援事業		新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
11. 盲女性家庭生活訓練事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
12. 盲青年等社会生活教室開催事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
13. 手話講習会事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	実施地区：弘前市、黒石市、つがる市、八戸市、三沢市、五戸町、青森市、弘前市、黒石市、五所川原市 実施回数及び参加人員：延42回、延401人
14. オストメイト社会適応訓練事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：1回、40人
15. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延72回、延386人
16. 音声機能障害者指導者養成事業		新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
17. 点訳奉仕員養成事業	県（一社）青森県視覚障害者福祉協会に委託	点訳奉仕員3人養成
18. 音訳奉仕員養成事業		音訳奉仕員9人養成
19. 要約筆記者養成事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	講座Ⅰ：中止 講座Ⅱ：39時間（全8回） 1人修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全13回） 12人修了 基礎課程：中止
21. 手話通訳者養成事業		通訳Ⅰ：53時間（全19回） 2人修了 通訳Ⅱ：50時間（全16回） 中止 通訳Ⅲ：16時間（全5回） 0人修了
22. 手話通訳者設置事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	設置場所：県障害福祉課（1人） 青森県聴覚障害者情報センター（2人）
23. 手話通訳者等指導者養成研修	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	手話指導者研修会 中止 要約筆記者養成担当講師研修会 参加者4人 手話通訳士養成担当講師研修会 中止 手話通訳者養成担当講師研修会 なし ろう講師のための日本語研修 派遣1人
24. サービス提供者情報提供等事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	件数 県内2件、県外0件
25. 障害者権利擁護事業	県（社福）青森県社会福祉協議会及び（公社）青森県社会福祉士会に委託	事業内容：障害者虐待の通報等への対応などを行う障害者権利擁護センターの運営や困難事例の専門職への相談支援体制の整備を行う。 相談・問合せ等件数 35件 障害者虐待防止・権利擁護研修（新型コロナウイルス感染防止対策のため、動画配信により実施） 専門職チームの派遣回数 0回

第8表 令和2年度市町村地域生活支援事業実績

	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	実施事業数
	理解促進・啓発 研修・啓発	自発的活動支援	基幹相談支援センター等機能強化	住宅入居等支援	成年後見制度利用支援	成年後見制度法人後見支援	意思疎通支援	日常生活用具給付等	手話奉仕員養成研修	移動支援	地域活動支援センター機能強化	日常生活支援	社会参加支援	就業・就労支援	促進事業	
青森県全体	5	2	25	1	18	0	25	40	8	32	27	32	6	4	20	245
東青地区	青森市	○			○		○	○	○	○	○	○	○		○	10
	平内町			○			○	○		○	○				○	6
	今別町			○			○	○		○	○				○	5
	蓬田村			○			○	○				○			○	5
中弘南黒地区	外ヶ浜町			○						○	○				○	5
	弘前市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	11
	黒石市			○			○	○		○	○	○	○		○	8
	平川市			○			○	○		○	○	○			○	7
	西目屋村							○				○			○	3
	藤崎町				○		○	○		○	○	○			○	6
	大鰐町							○		○	○	○			○	5
	田舎館村							○		○	○	○			○	4
三八地区	板柳町	○		○		○	○	○		○	○	○			○	9
	八戸市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	12
	三戸町						○	○		○	○	○			○	6
	五戸町						○	○		○	○	○			○	9
	田子町			○			○	○		○	○	○			○	7
	南部町			○			○	○		○	○	○			○	7
	階上町			○			○	○		○	○	○			○	6
	新郷村			○			○	○		○	○	○				3
西北五地区	五所川原市			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		10
	つがる市					○	○	○		○	○	○	○			7
	鯺ヶ沢町					○	○	○		○	○	○				6
	深浦町		○	○				○		○	○	○				6
	鶴田町					○	○	○		○	○	○				6
	中泊町			○		○	○	○		○	○	○				6
上十三地区	十和田市					○	○	○		○	○	○				7
	三沢市	○				○	○	○	○	○	○	○			○	9
	野辺地町			○		○		○		○	○	○				5
	七戸町							○		○	○	○				4
	六戸町							○	○	○	○	○				6
	横浜町							○	○	○	○	○			○	5
	東北町							○	○	○	○	○				5
	六ヶ所村							○				○				2
むつ下北地区	おいらせ町			○		○	○	○	○	○	○	○			○	9
	むつ市	○		○		○	○	○	○	○	○	○				9
	大間町							○				○				3
	東通村							○								1
	風間浦村			○				○								2
佐井村			○		○										3	
事業の概要	<p>障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。</p> <p>障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。</p> <p>基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門職員の取組を行う。</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者に対し、入居支援・居住支援のための関係機関によるサポート調整を行う。</p> <p>成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る。</p> <p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人後見の活動を支援すること、障害者の権利擁護を図る。</p> <p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人後見の活動を支援すること、障害者の権利擁護を図る。</p> <p>聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることを支障とする障害者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣を行う、意思疎通の円滑化を図る。</p> <p>日常生活上の便宜をはかるため、重度障害者等に用具を給付又は貸与する。</p> <p>手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した生活を養成し、意思疎通を図ることが出来る障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにする。</p> <p>移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。</p> <p>障害者等と通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能充実を図る。</p> <p>障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等の本人活動支援、福祉その他日常生活支援事業を行う。</p> <p>スポーツ・レクリエーション教室開催、点字・声の広報等発行、その他社会参加支援事業を行う。</p> <p>知的障害者職親委託、その他就業・就労支援等により、障害者の就業・就労支援を行う。</p> <p>政策的な課題に対する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。</p>															

第9表 児童福祉法による障害児通所支援事業、障害児入所施設数

(令和3年4月1日現在)

	種 別		事業所数
	障害児通所支援	児童発達支援	
児童発達支援			29
放課後デイサービス		87	
保育所等訪問支援		15	
居宅訪問型児童発達支援		0	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設		9
	医療型障害児入所施設		4
合 計			152

第10表 身体障害者手帳所持状況（各年度3月31日現在、単位：人）

年度別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
28	3,592 (5.9)	5,122 (8.5)	536 (0.9)	31,506 (52.3)	19,519 (32.4)	60,275 (100.0)
29	3,357 (5.9)	4,917 (8.6)	499 (0.9)	29,505 (51.8)	18,701 (32.8)	56,979 (100.0)
30	3,391 (5.9)	4,920 (8.6)	496 (0.9)	29,044 (51.0)	19,130 (33.6)	56,981 (100.0)
R元	3,354 (5.9)	4,907 (8.7)	501 (0.9)	28,420 (50.1)	19,498 (34.4)	56,680 (100.0)
R2	3,324 (5.9)	4,899 (8.7)	506 (0.9)	27,836 (49.3)	19,846 (35.2)	56,411 (100.0)

第11表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数

各年度3月31日現在（単位：人）

障害別	等級別	年度別	等級別						計
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚 障 害		28	1,438	920	229	247	414	344	3,592
		29	1,377	851	202	236	390	301	3,357
		30	1,406	864	201	240	394	286	3,391
		R元	1,405	870	199	242	367	271	3,354
		R2	1,395	877	201	239	352	260	3,324
聴覚平衡機能障害		28	70	1,303	610	1,167	24	1,948	5,122
		29	88	1,260	588	1,117	24	1,840	4,917
		30	85	1,235	572	1,172	20	1,836	4,920
		R元	66	1,207	578	1,200	20	1,836	4,907
		R2	66	1,173	563	1,255	20	1,822	4,899
音 声 言 語 機 能 障 害		28	14	22	350	150	0	0	536
		29	13	20	321	145	0	0	499
		30	13	16	319	148	0	0	496
		R元	14	18	319	150	0	0	501
		R2	12	13	327	154	0	0	506
肢 体 不 自 由		28	8,279	6,598	5,438	7,756	2,331	1,104	31,506
		29	7,665	6,202	5,022	7,297	2,262	1,057	29,505
		30	7,556	6,122	4,840	7,159	2,308	1,059	29,044
		R元	7,417	5,971	4,685	6,963	2,335	1,049	28,420
		R2	7,279	5,858	4,556	6,763	2,346	1,034	27,836
内 部 障 害		28	12,852	114	2,881	3,672	0	0	19,519
		29	12,241	137	2,759	3,564	0	0	18,701
		30	12,348	141	2,869	3,772	0	0	19,130
		R元	12,318	156	3,011	4,013	0	0	19,498
		R2	12,337	161	3,159	4,189	0	0	19,846
計		28	22,653	8,957	9,508	12,992	2,769	3,396	60,275
		29	21,384	8,470	8,892	12,359	2,676	3,198	56,979
		30	21,408	8,378	8,801	12,491	2,722	3,181	56,981
		R元	21,220	8,222	8,792	12,568	2,722	3,156	56,680
		R2	21,089	8,082	8,806	12,600	2,718	3,116	56,411
令和2年度 構成比	%		37.4%	14.3%	15.6%	22.3%	4.8%	5.5%	100%

第12表 愛護手帳交付数（各年度3月31日現在）

年度	区分	総数 (人)	性別		児者別		障害程度別	
			男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)
H28		12,609	7,523	5,086	2,352	10,257	5,012	7,597
H29		12,893	7,680	5,213	2,386	10,507	5,022	7,871
H30		13,171	7,941	5,230	2,466	10,705	5,039	8,132
R元		13,484	8,157	5,327	2,496	10,988	5,132	8,352
R2		13,661	8,285	5,376	2,437	11,224	5,107	8,554
			(60.65%)	(39.35%)	(17.84%)	(82.16%)	(37.38%)	(62.62%)

※()内は構成比

第13表 発達障害者（児）の支援内容別件数の状況（単位：延件数）

年度\区分	相談支援・発達支援	相談支援・就労支援	普及啓発及び研修
H28	2,105	695	116
H29	3,226	1,155	176
H30	3,657	909	161
R元	3,404	921	133
R2	4,156	695	111

第14表 精神障害者保健福祉手帳所持状況（各年度末現在）

		H28	H29	H30	R元	R2
交付数		11,319	11,882	12,050	12,237	12,279
内訳	1級	4,004	4,080	3,873	3,712	3,536
	2級	6,048	6,408	6,642	6,775	6,868
	3級	1,267	1,394	1,535	1,750	1,875

第15表 精神科病院の状況（令和2年度）

設置主体	独立行政法人 国立病院機構	県	市	広域連合・ 一部事務組合	日本 赤十字社	一般財団法人・ 一般社団法人	医療法人・ 社会医療法人	その他の 法人	個人	計
病院数	1	1	2	2	1	5	11	2	1	26
指定 病院数			1 (10)	2 (10)		2 (20)	4 (40)	1 (10)		10 (90)
応急入院 指定病院		1 (1)				1 (1)	4 (4)	1 (1)		7 (7)

()は指定病床数

第16表 精神科病院の病床整備状況

種別 年度	病院数	病床数	前年比増減	指定病床数	前年比増減
28	27	4,453	0	90	0
29	27	4,449	△4	90	0
30	26	4,342	△107	90	0
R元	26	4,342	0	90	0
R2	26	4,317	△25	90	0

第17表 入院形態別精神科病院在院状況（各年12月31日現在）

年度\区分	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	計
H28	12	2,124	1,635	1	3,772
H29	8	2,152	1,548	1	3,709
H30	8	2,148	1,546	0	3,702
R元	10	2,153	1,508	1	3,672
R2	11	2,147	1,451	0	3,609

第18表 精神障害者入退院状況（各年度12月31日現在）

年度	種別	前年未入院患者数	入院患者数	退院患者数					本年末入院患者数
				全治	軽快	未治	死亡	計	
H28		3,725	5,971	144	4,885	647	248	5,924	3,772
H29		3,772	5,812	47	4,780	716	332	5,875	3,709
H30		3,709	5,944	9	4,825	794	323	5,951	3,702
R元		3,702	5,777	53	4,472	913	369	5,807	3,672
R2		3,672	5,297	35	4,160	843	322	5,360	3,609

第19表 精神障害者負担区分の状況（県内病院入院者：令和2年12月31日現在）

入院患者数	費用負担区分内訳						
	精神保健福祉法	社会保険各法	国民健康保険法	高齢者医療確保法	生活保護法	自費	その他
3,609 (100%)	12 (0.3)	229 (6.3)	1,103 (30.6)	1,699 (47.1)	564 (15.6)	0 (0.0)	2 (0.1)

第20表 疾病別精神科病院在院患者数（各年度12月31日現在）

病名別		H28	H29	H30	R元	R2
F0	症状性を含む器質性精神障害	1,196	1,190	1,230	1,226	1,277
再掲	F00 アルツハイマー病の認知症	811	798	833	789	817
	F01 血管性認知症	136	130	124	117	128
	F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	249	262	273	320	332
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	163	161	165	153	131
再掲	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	154	148	150	139	118
	覚醒剤による精神及び行動の障害	5	5	5	6	6
	アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	4	8	10	8	7
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,867	1,804	1,764	1,758	1,684
F3	気分（感情）障害	310	301	281	276	267
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	57	66	72	77	71
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	10	8	12	8	10
F6	成人の人格及び行動の障害	29	28	24	29	31
F7	精神遅滞【知的障害】	73	87	75	82	73
F8	心理的発達の障害	21	20	25	19	23
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	3	6	5	11	5
	てんかん（F0に属さないものを計上）	32	31	46	29	26
	その他	11	7	3	4	11
	計	3,772	3,709	3,702	3,672	3,609

第21表 精神保健診察実施状況①

種別 年度	申請、通報件数 A	被診察件数	措置入院件数 B	措置率(%) B/A
H28	97	51	34	35.1
H29	84	49	35	41.7
H30	91	53	32	35.2
R元	120	59	45	37.5
R2	172	87	63	36.6

第22表 精神保健診察実施状況②

種別 年度	前年度未措置患者数	新規措置者数	措置解除数	年度末措置患者数
H28	20	34	41	13
H29	13	35	36	12
H30	12	36	40	8
R元	8	45	44	9
R2	9	64	57	16

第23表 措置入院の延件数及び入院費の推移

年度	措置延件数	措置入院費
28	263	54,171千円
29	172	36,705千円
30	164	39,972千円
R元	180	44,418千円
R2	199	49,899千円

第24表 青森県精神医療審査会の審査状況（令和2年度）

①定期の報告等

	審査件数	審査結果件数		
		適 当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	2,943	2,943	0	0
入院中の定期報告	医療保護入院	1,301	1,301	0
	措置入院	11	11	0
計	4,255	4,255	0	0

②退院等の請求

	審査件数	審査結果件数	
		適 当	入院又は処遇は不適當
退院の請求	40	40	0
処遇改善の請求	4	4	0
計	44	44	0

第25表 精神障害者の公費負担通院延件数と通院医療費の推移

年度	通院延件数	通院医療費
28	315,577	2,942,358千円
29	308,387	3,011,192千円
30	345,994	2,979,384千円
R元	353,000	2,875,177千円
R2	357,965	2,802,560千円

第26表 精神障害者の病名別通院医療受給者数

病名別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
F0 症状性を含む器質性精神障害	525	2.7	538	2.6	597	2.6	684	3	579	3.2
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	553	2.9	552	2.7	570	2.5	573	2.5	430	2.4
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	7,738	39.9	7,735	38.1	8,026	34.8	7,681	33.3	5,933	32.5
F3 気分(感情)障害	5,696	29.4	5,924	29.2	6,308	27.3	6,122	26.5	5,010	27.4
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	758	3.9	887	4.4	990	4.3	1,077	4.7	850	4.7
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	40	0.2	38	0.2	30	0.1	41	0.2	34	0.2
F6 成人の人格及び行動の障害	146	0.8	149	0.7	161	0.7	154	0.7	135	0.7
F7 精神遅滞【知的障害】	368	1.9	410	2	507	2.2	493	2.1	377	2.1
F8 心理的発達の障害	620	3.2	637	3.1	489	2.1	545	2.4	478	2.6
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	320	1.6	269	1.3	91	0.4	89	0.4	65	0.4
てんかん (F0に属さないものを計上)	1,762	9.1	1,853	9.1	2,067	9.0	2,038	8.8	1,690	9.3
その他の精神障害	870	4.5	1,316	6.5	3,250	14.1	3,410	14.8	2,672	14.6
合計	19,396	100	20,308	100	23,086	100	22,907	100	18,253	100

第27表 精神保健福祉の一般相談指導 (令和2年度)

保健所名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
定期相談会数	2	17	6	12	9	12	58
延件数	148	771	93	118	140	152	1,422

第28表 保健所等別精神保健福祉相談員数 (令和2年度)

保健所等名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	精神保健福祉センター	計
人数	6	10	9	7	10	7	2	51

第29表 精神保健福祉に係る保健所別訪問指導実績 (令和2年度) (延件数)

	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
一般 (アルコールを含む)	38	146	48	46	34	40	352

第30表 心の健康づくり事業実施状況 (令和2年度)

保健所名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
開催回数(回)	0	0	0	0	1	0	1
受講人員(人)	0	0	0	0	107	0	107

第31表 精神科救急医療の病院群輪番制（令和2年度）

ブロック	精神科救急医療施設	運営時間
青森ブロック	青森県立つくしが丘病院 浅虫温泉病院 芙蓉会病院 生協さくら病院	午後5時～翌日午前9時 日中（休日） 午前9時～午後5時
津軽ブロック	弘前愛成会病院 藤代健生病院 黒石あけぼの病院 聖康会病院	
八戸ブロック	松平病院 湊病院 みちのく記念病院 八戸赤十字病院 八戸市立市民病院 さくら病院 青南病院	
西北五ブロック	つがる総合病院 布施病院	
上十三ブロック	十和田市立中央病院 十和田済誠会病院 高松病院 三沢聖心会病院	
下北ブロック	むつ総合病院	

第32表 精神科救急医療の対応件数（令和2年度）

総数	電話相談	外来受診	入院
1,410	728	401	281

第33表 高次脳機能障害の相談支援状況（令和2年度）

合計	相談数（実数）	
	本人	家族・その他
654件（96）	492件（23）	162件（73）

第34表 精神障害者家族会の設立状況（単位家族会）（令和3年3月31日現在）

区分	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
保健所	7	7	4	5	4	3	30

第35表 自殺の死亡数・死亡率の推移

区分		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
青森県	男性	195	32.5	202	33.7	188	31.8	149	25.6		
	女性	76	9.8	63	9.3	71	10.7	60	9.1		
	総数	271	21.0	265	20.8	259	20.6	209	16.9	238	19.0
	順位	5		3		2		17		4	
全国	男性	14,620	24.0	14,308	23.6	13,851	22.9	13,668	22.7		
	女性	6,364	9.9	6,123	9.6	6,180	9.7	5,757	9.1		
	総数	20,984	16.8	20,431	16.4	20,032	16.1	19,425	15.7	20,222	16.4

※令和2年は人口動態統計概数

第36表 職種別ゲートキーパーの育成人数（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医師	13				
看護師	45				
介護支援専門員	90	181	84		58
司法書士					
薬剤師	430				
歯科医師					
理容師					
弁護士					
葬祭関係者					
歯科衛生士、技工士等					
教職員	151				
その他	102				
計	831	181	84	0	58

第37表 特別障害者手当等受給人員、金額（単位：人、千円）

年度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置分）	
	人員 （月平均）	金額 （年間）	人員 （月平均）	金額 （年間）	人員 （月平均）	金額 （年間）
H28	1,908	613,406	938	164,127	49	8,543
H29	1,884	605,176	919	160,738	42	7,423
H30	1,859	600,308	893	156,908	40	7,056
R元	1,817	592,126	905	160,209	39	6,778
R2	1,797	589,351	913	163,010	36	6,422

第38表 重度心身障害者の医療費助成金額等

年度	受給者証交付数	医療費給付金額（千円）	県補助金額（千円）
H28	19,413	1,632,754	813,767
H29	19,234	1,578,074	787,614
H30	19,085	1,483,248	739,126
R元	17,819	1,438,858	718,473
R2	17,604	1,323,063	661,219

第39表 心身障害者扶養共済制度加入数及び年金等支給状況（各年度3月31日現在）

区分 年度	加入者総数			知的障害者			身体障害者				その他	年金受給者	弔慰金受給者
	男	女	計	重度	中・軽度	計	一級	二級	三級	計			
H28	339	214	553	177	209	386	65	60	12	137	30	597	3
H29	328	206	534	170	206	376	62	56	10	128	30	598	2
H30	326	197	523	167	204	371	58	55	10	123	29	596	4
R元	312	191	503	158	198	356	56	52	10	118	29	601	7
R2	284	176	460	148	175	323	52	45	9	106	31	622	6

第40表 障害者相談センター(旧身体障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的 判断	心理学的 判断	機能的 判断	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害区分	その他	計
R元	来所	3,880	2,447	1,433	0	0	0	0	0	3,880	3,880	0	0	0	3,880	2,447	1,433	0	0	0	3,880
	巡回	297	0	212	151	0	0	0	0	363	363	0	0	0	363	0	212	151	0	0	363
	計	4,177	2,447	1,645	151	0	0	0	0	4,243	4,243	0	0	0	4,243	2,447	1,645	151	0	0	4,243
R2	来所	4,031	2,759	1,271	0	0	0	0	0	4,030	2,759	0	0	0	2,759	2,759	1,271	0	0	0	4,030
	巡回	169	0	101	92	0	0	0	0	193	193	0	0	0	193	0	101	92	0	0	193
	計	4,200	2,759	1,372	92	0	0	0	0	4,223	2,952	0	0	0	2,952	2,759	1,372	92	0	0	4,223

第41表 障害者相談センター(旧知的障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的 判断	心理学的 判断	機能的 判断	その他の 判定	計	障害区分	療育手帳	その他	計
R元	来所	271	0	0	2	0	2	0	109	158	271	21	101	101	0	223	0	105	154	259
	巡回	252	0	0	0	0	0	0	252	0	252	63	246	246	0	555	0	246	0	246
	計	523	0	0	2	0	2	0	361	158	523	84	347	347	0	778	0	351	154	505
R2	来所	279	0	0	0	0	0	0	117	162	279	36	115	115	0	266	0	115	151	266
	巡回	248	0	0	0	0	0	0	248	0	248	50	241	241	0	532	0	241	0	241
	計	527	0	0	0	0	0	0	365	162	527	86	356	356	0	798	0	356	151	507

第42表 県立療育福祉センター、医療療育センターの年度別1日平均入所者数

区分	あすなろ療育福祉センター				さわらび療育福祉センター				はまなす医療療育センター			
	施設入所		福祉型 障害児入所施設		施設入所		福祉型 障害児入所施設		肢体不自由児		重症心身障害児	
	定員	入所者数	定員	入所児童数	定員	入所者数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
H28	15	11	6	4	24	17	5	1	42	35	40	28
H29	15	11	6	5	24	17	5	1	42	38	40	27
H30	15	12	6	5	24	16	5	1	42	35	40	28
R元	15	13	6	4	20	18	5	0	42	28	40	28
R2	15	13	6	4	20	19	5	0	42	29	40	28

第43表 視覚障害者情報センター図書貸出数(利用延べ冊数)

年度	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
H28	16,001	278	222	317	191	53	28	188	44	3,087	20,409
H29	16,034	303	233	238	261	85	69	198	64	2,777	20,262
H30	14,114	261	312	278	284	72	27	237	56	3,753	19,394
R元	13,514	264	343	372	281	114	14	161	39	3,549	18,651
R2	13,407	286	297	363	405	164	120	190	18	3,690	18,940

第44表 視覚障害者情報センター図書蔵書数

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
点字図書	タイトル数	178	597	737	1,289	1,378	472	136	377	196	6,264
	冊数	696	1,624	2,411	3,380	3,816	979	419	1,082	770	36,048
録音図書	タイトル数	212	512	620	691	871	312	40	312	84	3,645
	冊数	1,020	2,222	3,662	3,457	3,463	964	146	1,066	302	23,591
CD図書	タイトル数	110	521	599	789	699	214	102	610	85	5,311
	冊数	114	521	599	796	700	218	102	630	85	5,313

第45表 聴覚障害者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）貸出数

年度	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
H28	15	29	7	73	7	14	0	0	1	8	0	0	15	169
H29	12	27	0	42	13	16	0	0	5	12	0	3	2	132
H30	20	26	1	40	1	17	0	0	3	1	1	0	0	110
R元	16	17	0	11	0	18	0	0	0	3	0	0	2	67
R2	12	16	11	33	4	12	0	0	1	10	0	12	4	115

第46表 聴覚障害者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）所有数

	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
本数	391	717	236	1,298	125	385	0	3	132	65	6	40	70	3,468

第47表 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館利用者数

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
H28	1,468	38	218	4,697	1,801	2,349	5,555	16,126
H29	1,349	89	192	4,755	1,742	2,087	5,565	15,779
H30	1,353	60	281	4,949	1,595	2,238	4,667	15,143
R元	1,359	102	174	4,939	1,389	2,289	3,781	14,033
R2	843	76	62	3,974	887	2,143	650	8,635

第48表 障害福祉関係予算の比較（単位：千円）

	令和3年度 当初予算	令和2年度 当初予算	対前年度比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計				
障害福祉課予算	17,239,950	17,018,641	221,309	1.3%
健康福祉部予算額	146,577,894	128,174,615	18,403,279	14.4%
健康福祉部予算額に占める障害福祉課予算(%)	11.8%	13.3%	—	—
特別会計				
医療療育センター会計	1,994,428	2,024,222	△ 29,794	-1.5%